市議会だよりは2月、 11月の第2土曜日(定 例会号)、1月1日(新 年号)に発行します。 次回は12月定例会 市川市 が開催予定です。

## いちかわ

2015年 (平成27年) 第219号

## 11月14日(土)

市 員 運 営 委 議 会 市川市八幡 1-1-1 2334-1111 http://www.city.ichikawa.lg.jp/cou01/1541000002.html

0

0

# 年度決算を認定

の27件をいずれも原案通り可決し、諮問 を行いました。 分に関する条例の制定、市川市市民活動 に係る新型交付金等の財源確保を求める 以体事業補助金交付条例の制定、 ん。その他、32人の議員による一般質問 ◎見書案などの発議10件が提出されまし 3件が提出され、議員からは、地方創生 正業会計決算の認定についてなどの議案 本会議での採決の結果、市長提出議案

採択し、 5件を不採択としました。 この 7件を否決しました。 また、 請願1件を 四議案については、意見書案3件を可決、 - 件を異議ない旨答申しました。 議員提 市長から、専決処分の報告5件など

平成27年10月にオープンした市営ターミナルシティ本八幡地下駐輪場

(一般質問は2~5面、審議結果一覧 さち 浅野 員 好秀 副委員長 増田 勲 進 西牟田 青山ひろかず 一成 石原みさ子 松永 鉄兵 諭 加藤 央海 詩郎

年度市川市一般会計、特別会計及び公営 条例の一部改正についてのほか、平成26 目転車等駐車場の設置及び管理に関する 民活動総合支援基金の設置、管理及び処 4日から10月2日まで開催しました。 市議会は、平成27年9月定例会を9月 9月定例会では、市長から、市川

市川市市民活動総合支援基金の設置、 民活動総合支援基金を設けるものです。 市民の行う地域に貢献するための活動に対して総合的な支援を図るため、市

## ○市川市市民活動団体事業補助金交付条例の制定について

接及び促進を行うと共に、当該活動への市民参加の促進を図るため、当該補助 **補助会を交付する制度を設けることにより、引き続き市民活動団体の活動の支** 現行の市民活動団体支援制度(1%支援制度)を見直し、市民活動団体事業

## )平成27年度市川市一般会計補正予算 (第1号)

金の交付に関し必要な事項を定めるものです。

の措置を行うものです。 973万円を追加し、歳入歳出の総額 購入費等)など、歳人において、ふるさと納税客附金など、それぞれ約2億2 般会計補止予算案は、歳出において、北東部スポーツ施設整備事業(土地 を約1362億2973万円とするなど

## ○平成26年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について 委員の意見を付けて議会の認定を求めるものです。 平成26年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、監督

**査に当たり、歳入では、収入未済額・**末 **番査について、監査委員の出席を求めて質疑を行いました。また、決算書の審** とのような行政効果があったか等を中 処用・<br />
充用の主なものについて説明を<br />
求 議会が設置した決算審査特別委員会では、まず、本決算に対する監査委員の 告 心に質疑を行いました。(6面に掲載) **ふめ、議決どおりの執行であったか、また、** 、納欠損額の主なもの、歳出では不用額、

## 主な議案

0

0

○市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

25 cまでの自動 一輪車等を加えるほか、 所要の改正を行うものです。 見直すと共に、自転車等駐車場を使用することができる自転車等に総排気量工 受益者負担の適正化を図るため、自転車等駐車場の使用に係る使用料の額を

均衡が図られるよう算定している。」との答弁がなされました。 平準化を考慮した。個々の駐輪場では赤字となる場所もあるが、全体で収支の の質疑に対し、「今回の改正に当たって た。また、「国分高校バス停の駐輪場 おいて一定の効果を上げたが、有料化による影響については現状では予測が難 悪影響は出ないか。」との質疑に対し、 しい。状況を見ながら適切な対応に努めていきたい。」との答弁がなされまし て大幅な赤字となるが、コストと収入の関係をどのように考えているか。」と 「条例改正によって現行の無料駐輪場が有料化されるが、放置自転車対策に は、有料化に伴う管理業務の実施によっ 管理及び処分に関する条例の制定につい しは、利用者負担の公平性及び利用率の 無料駐輪場の設置は放置自転車対策に

よる精算についての他、専決処分の報 9月定例会では、健全化判断比率、 告5件の、計8件の報告がなされました。 資金不足比率、継続費の継続年度終了に

髙坂

荒木

議員からの寄附やあいさつ状(答礼のための自筆によるものを除く)は公職選挙法で禁止されています